平成２３年（フ）第５２０号
静岡市葵区三番町３番地の21
破産者　小林　義昌
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９２号
静岡市清水区本郷町５番８号　セブンスターマンション清水308、開始決定時の住所静岡市清水区楠346番地の４
破産者　村松　光洋
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７８号
山口県下関市石神町10番15号
破産者　眞部　良孝
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
香川県丸亀市城西町２丁目７番８号
破産者　原田　豊子
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第６２５号
神奈川県藤沢市鵠沼橘２丁目７番17号　レジデンツオグラ109、開始決定時の住所長崎県西彼杵郡時津町西時津郷207番地14　ロメオ102号室
破産者　亀本佐綾香
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
長崎県長崎市矢の平２丁目４番11号
破産者　林田サダ子
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５号
大分県中津市山国町中摩4113、住民票上の住所大分県日田市大字小野133番地２
破産者　楢原　孝子
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第７８号
鹿児島県大島郡宇検村大字名柄1226番地７
破産者　森　　友和
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第８１号
鹿児島県奄美市名瀬平田町27番21号　森田アパート２号室
破産者　仲谷　　正
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第９３号
鹿児島県奄美市名瀬大字仲勝663番地１
破産者　平井　　隆
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２２年（フ）第１５２４号
札幌市清田区清田７条３丁目24番34号、開始決定時の住所札幌市清田区清田６条４丁目１番10号
破産者　櫻井　　稔
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０５号
札幌市南区澄川３条２丁目１番３―207号
破産者　堀田　　裕
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１号
名古屋市名東区上社３丁目301番地　パピヨン上社302号
破産者　芝　　宏史
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６０号
愛知県春日井市宗法町字知光院68番地25
破産者　アルタスこと　山添　雅弘
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０３号
神戸市兵庫区平野町字天王谷東服226番地キタハイツ301号、開始決定時の住所神戸市北区緑町８丁目１番６―506号
破産者　鍬谷　信之
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２０９号
神戸市中央区脇浜町１丁目３番３―804号
破産者　北御門さゆり
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１５号
広島県東広島市三永２丁目20番15号
破産者　川本　真次
1　決定年月日　平成24年３月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部